

ご意見の提出について

1. 意見を提出できる方

- ① 広域連合の区域内に住所を有する者
- ② 広域連合の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ③ 広域連合の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ④ 広域連合の区域内に存する学校等に在学する者
- ⑤ パブリックコメント手続を実施する計画等に利害関係を有すると認められるもの
- ⑥ その他広域連合長が必要と認めるもの

2. 提出方法 所定の用紙に記入のうえ、郵送、FAX、電子メールまたは持参にて提出。

3. 期 間 平成 29 年 11 月 1 日(水)～平成 29 年 11 月 14 日(火) ※必着

4. 公表及び 群馬県後期高齢者医療広域連合 総務担当

提出場所 〒371-0854 前橋市大渡町一丁目 10 番地 7 号 群馬県公社総合ビル 6 階

FAX 027-255-1312 Email info@gunma-kouiki.jp

5. その他
- ・提出された意見は、類似の意見等とこれに対する考え方を取りまとめた上、広域連合ホームページで周知する。
 - ・収集した個人情報については、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例に従って適切に取り扱う。
 - ・意見に対して、個別の回答はしないものとする。